

第 8 回  
十勝中央合併協議会  
会 議 録

平成 1 6 年 8 月 1 0 日

十勝中央合併協議会

# 第 8 回十勝中央合併協議会

## 議事日程

### 第 8 回十勝中央合併協議会

(平成16年8月10日 13時58分 開会)

日程第 1	開会	4分
日程第 2	会議録署名委員の指名 (諸般の報告)	4分
日程第 3	報告第19号 新町建設計画小委員会の報告について	5分
日程第 4	協議第21号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	12分
日程第 5	協議第22号 保健・医療事業の取扱いについて	16分
日程第 6	協議第23号 農林水産関係事業の取扱いについて	17分
日程第 7	協議第24号 商工労働観光関係事業の取扱いについて	20分
日程第 8	協議第25号 学校教育関係事業の取扱いについて	21分
日程第 9	協議第26号 社会教育関係事業の取扱いについて	22分
日程第10	協議第27号 使用料・手数料の取扱いについて(提案・説明)	23分
日程第11	第 9 回協議会の開催期日について	34分
日程第12	閉会	35分

# 会 議 録

## 第8回十勝中央合併協議会

1. 開催年月日 平成16年8月10日
2. 招集の場所 幕別町札内福祉センター2階大集会室
3. 開会 8月10日 13時58分宣告
4. 応集委員 全委員
5. 出席委員 (31名)
  - 会長 幕別町 岡田和夫
  - 副会長 更別村 安村豊治 忠類村 遠藤清一
  - 幕別町 西尾治 本保証喜 瀨瀬太郎 佐々木芳男
  - 若原輝男 杉山勝彦 瀬上良明 宮本真由美
  - 更別村 江本信吉 渡辺春雄 赤津寛一郎 本多芳宏 林中建夫
  - 鈴木英治 徳尾進 西田勉 水口光浩 鈴木輝子
  - 忠類村 邊見敏夫 杉坂達男 南山弘美 齊藤順教 帰山孝夫
  - 村上富二 小原喜久雄 加藤修治 森徹 菅野由紀子
6. 欠席委員 (2名)
  - 幕別町 多田順一 吉村学
7. 幹事
  - 幕別町 助役 西尾治 企画室長 金子隆司 総務部長 新屋敷清志
  - 更別村 助役 江本信吉 総務課参事 真鍋清 総務課参事 笠原幸宏
  - 忠類村 助役 邊見敏夫 総務課長 川島廣美 企画課長 水谷幸雄
8. 専門部会
  - 幕別町 総務課長 菅好弘(総務部会長)
  - 税務課長 久保雅昭(税務部会長)
  - 農林課長 増子一馬(産業部会長)
  - 町民課長 熊谷直則(住民部会長)
  - 農業委員会事務局長 長屋忠弘(農業委員会部会長)
  - 財政係長 菅野勇次(財政分科会長)
  - 更別村 企画政策室参事 山崎剛(企画部会長)
  - 保健福祉課参事 若園金作(保健福祉部会副部会長)
  - 教育委員会次長 林光男(教育部会長)
  - 忠類村 建設課長 吉田隆一(建設部会長)
9. 事務局
  - 事務局長 金子隆司 事務局次長 阿部義昭 事務局次長 上野寛
  - 総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭

計画班長 原田雅則      計画班員 甲谷英司  
調整班長 三好光幸      調整班員 細澤正典 前田貴広

10. 報告

報告第19号 新町建設計画小委員会の報告について

11. 協議

協議第21号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第22号 保健・医療事業の取扱いについて

協議第23号 農林水産関係事業の取扱いについて

協議第24号 商工労働観光関係事業の取扱いについて

協議第25号 学校教育関係事業の取扱いについて

協議第26号 社会教育関係事業の取扱いについて

協議第27号 使用料・手数料の取扱いについて（提案・説明）

12. 会議録署名委員の指名

更別村      本多芳宏      林中建夫

13. 傍聴人      （ 1 2 人 ）

# 議事の経過

(平成16年8月10日 13:58 開会)

## [開会]

議長(岡田和夫) 大変、猛暑の続く中、そしてまた何かとお忙しい中、委員の皆さん方には、第8回の協議会にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

今年も間もなく、お盆を迎えるわけであります。思えば百十数年前に、この地が先人たちによって開拓をされたわけでありますけれども、当然のことながら、当時もこのような暑い日があり、あるいは厳寒の手のかじかむような寒い日もあったのだらうというふうに思いますけれども、そうした我々の想像を絶するような苦労の中で、先人たちが家族を思い、子孫のために、今日の開拓の<sup>くわ</sup>鋤を入れられたのだらうというふうに、改めてその思いを強くしているところであります。

ご案内のように良く、毛利元就公の「三本の矢」の<sup>たと</sup>喩えが、良く言われるわけでありますけれども、いよいよ合併協議会も<sup>かきょう</sup>佳境に入ってきたわけであります。今一度、それぞれ3町の皆さんの英知を結集しながら、お互いの理解を、信頼を深める中で協力し合いながら、それぞれの新しい町に向けての思いを、そして、できれば新しい町の誕生に向けて、お力<sup>ちから</sup>沿<sup>ぞ</sup>いを<sup>たまわ</sup>賜りますように、そしてまた、先人たちが築いてきた偉大<sup>いだい</sup>なこの地を、我々の子供や孫たちに残していければ、ありがたいことだなというふうに思っているところでもあります。

余談を申し上げましたけれども、定刻となりました。

委員の過半数以上の出席がございまして、規約第10条第1項の規定により、ただ今から、第8回の十勝中央合併協議会を開会させていただきます。

お手元の議事日程にしたがいまして、進めさせてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

どうぞ、気温が上がっておりますので、上着を脱いで頂ければというふうに思います。

## [会議録署名委員の指名]

議長(岡田和夫) それでは、日程第2、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議運営規程第6条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に更別村の本多委員、林中委員を指名致します。

## [諸般の報告]

議長(岡田和夫) 事務局より諸般の報告を致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 幕別町の多田委員、吉村委員から、欠席される旨のご連絡を頂いております。

以上でございます。

[新町建設計画小委員会の報告について]

議長（岡田和夫） それでは、日程第3、報告第19号、「新町建設計画小委員会の報告について」を議題と致します。

齊藤委員長から報告を頂きます。

委員長。

委員長（齊藤順教） 十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基づき、第8回新町建設計画小委員会の会議内容につきまして、議案書にしがいて、ご報告致します。

第8回新町建設計画小委員会につきましては、8月2日、午後2時から3時35分まで、忠類村コミュニティセンターにおきまして、委員16名の出席を頂き、開催されました。

会議内容でございますが、協議に先立ちまして、新町建設計画の表記についての確認を致しました。合併特例法で義務付けられている「市町村建設計画」は、ソフト・ハード両面の振興整備を含む幅広い概念<sup>がいねん</sup>でありますことから、ハード整備のイメージが強い「建設計画」と冠<sup>かん</sup>することをやめて、「まちづくり計画」という名称に改めることと致しました。

次に、 の「新町建設計画案について」であります。計画案の第1章から第3章につきまして、事務局から原案の説明を受けました。

第1章は計画策定の方針、第2章は新町の将来人口見通しを含む新町の概況、第3章は新町の将来像、まちづくりの基本目標など、将来構想からの抜粋<sup>ぼつすい</sup>による新町のまちづくりの基本方針という内容であり、原案のとおり、決定致しました。

次に、 の「財政シミュレーション」についてであります。事務局から、3町村が合併しなかった場合と合併した場合の財政シミュレーションの考え方と推計結果について、説明を受けたところであります。

説明資料の一部に修正意見<sup>びんげん</sup>があり、文言を修正のうえ、基本的な考え方及び推計結果について確認し、決定を致したところであります。

なお、今回の推計結果は、昨年の任意協議会における推計結果と違いがあることから、「8月下旬に予定されている住民説明会で、住民の方にその異なる要因<sup>こと</sup>などについて、十分理解して頂けるように留意すること」との意見がございました。

以上が、第8回新町建設計画小委員会の報告であります。次に、新町建設計画の検討経過の中間報告と致しまして、新町の将来人口・世帯数等の推計及び財政シミュレーションにつきまして、事務局から説明を致させます。

以上であります。

次長（上野寛） それでは、将来人口推計、それから世帯数等につきまして、はじめに、ご説明致します。

議案書の2ページをご覧ください。

任意協議会におけます将来人口推計につきましては、当時、合併に関する各種推計をまとめておりました、道、道市長会、道町村会が共同作成致しました「市町村行財政運営シミュレーション」の中の人口推計の方法を用いて推計しておりますが、この方法では、国勢調査人口の推移が大きく反映されるため、幕別町は将来にわたって著しい増加の傾向を示す一方で、更別村、忠類村については、著しい減少傾向を示す結果となっております。

しかしながら、更別村、忠類村の最近の動向につきましては、国勢調査人口の推移から見る動向とは異なる状況がみられますことと、任意協議会での推計後、幕別町におけます都市計画マスタープラン策定に伴う人口推計や、国立社会保障・人口問題研究所による市町村別将来人口推計が公表されておりますことから、それらを含めて比較検討した結果、3町村同じ推計方法では、それぞれの特徴を反映することは難しいものと考えまして、今回の将来人口推計にあたりましては、個々に特徴を反映した人口推計により得られた数値を合算することにより、3町村が一体となった場合の将来人口推計を組み立てることが妥当という考えで、整理をしたところでございます。

町村ごとの特徴と推計方法について、簡潔にご説明させていただきます。

幕別町につきましては、平成7年から平成12年の5年間に1,907人増加しておりますが、その後の動向を住民基本台帳人口で見ますと、明らかに増加傾向が鈍ってきております。

一方で、引き続き札内地区を中心に宅地造成が盛んに進められており、今後とも、地域内及び近隣地域からの人口流入が予想されます。

こうした状況を踏まえまして、任意協議会で用いた「市町村行財政運営シミュレーションによる推計」、「国立社会保障・人口問題研究所の推計」及び「都市計画マスタープランにおける推計」のほかに、「小地域簡易将来人口推計」と「コーホート変化率法による推計」を加えて、5通りの推計を比較検討した結果、各種の要因を含めてさまざまな角度から検証し、最も緩やかな人口増加を示しております「都市計画マスタープランにおける将来人口推計」が、最も妥当と判断したところでございます。

次に、更別村についてでございますが、国勢調査ではこれまで減少傾向のみが現れてございますが、最近の住民基本台帳人口では、減少傾向から、ほぼ横ばいの状態に変化してございます。

こうした状況を踏まえまして、更別村の場合は、任意協議会で用いた「市町村行

財政運営シミュレーションの推計」と「国立社会保障・人口問題研究所の推計」のほかに、「小地域簡易将来人口推計」、「コーホート変化率法による推計」を加えた4つの推計を比較検討し、最も緩やかな減少傾向を示しております「国立社会保障・人口問題研究所の推計」が、更別村の場合は妥当と判断したものであります。

忠類村につきましても、更別村と同様に、国勢調査では減少傾向のみが現れておりますが、最近の住民基本台帳人口では、ほぼ横ばい状態でございますことから、こうした状況を踏まえまして、更別村と同じ4つの推計を比較検討し、最も緩やかな減少傾向を示しております「コーホート変化率法による推計」が、忠類村の場合は妥当と判断したものでございます。

以上の検討結果から、3町村を合計した新町の将来人口の推計は、2ページにございますとおり、合併からおおむね10年後の平成27年では3万2,422人、15年後の平成32年では3万3,526人とするものでございます。

なお、平成32年の人口は、任意協議会におけます人口推計と比較しますと、約2,100人少なくなっております。

次に、この人口推計にもとづいて求めました新町における年齢区分別人口、世帯数、1世帯あたりの人員数を3ページに記載してございます。

いずれの場合も、コーホート変化率法や直線回帰法という分析手法を用いて推計したものでございますが、平成32年では、65歳以上の老年人口が全体の3割近くを占め、1世帯あたりの人員は2.2人ということで、少子高齢化、核家族化が一層進展するという状況でございます。

以上が、将来人口及び世帯数等の推計の考え方及び、その結果でございます。

引き続きまして、「財政シミュレーション」につきまして、ご説明致します。

別冊資料「財政シミュレーション」、こちらの1ページをお開き頂きたいと思っております。

1ページ1の「財政シミュレーションの前提条件」。こちらでは財政シミュレーションを行うにあたっての、基本的な考え方を記載してございます。

(1)の基本的な考え方としましては、今回のシミュレーションを行うにあたりまして、現時点での制度をもとに前提条件を設定して将来予測を行っており、三位一体改革や今後予想される行財政改革など、現時点で内容が不明な制度の改正については考慮してございません。

したがいまして、三位一体改革の内容いかによっては、今回の前提条件に影響を及ぼす場合もあろうかと思われまますので、あらかじめご理解を頂きたいと考えてございます。

(2)の将来人口推計につきましては、先ほどご説明したとおりの内容でございます。

(3)の推計基準でございますが、各町村の普通会計の平成15年度決算額及び16

年度当初予算を基本にしており、推計の期間は、合併の初年度である平成 17 年度から平成 33 年度までの 17 年間としております。

これは、合併した場合の交付税の特例措置が合併後 15 年の間予定されており、1 つの自治体として交付税が算定されます、いわゆる<sup>いっほんさんてい</sup>一本算定となるのが 16 年後の平成 33 年でありますことから、こうした特例措置が終わったあとの財政状況がどうなるのかということをも明らかにするために、この期間について推計を行うものでございます。

続きまして、2 ページをご覧ください。

こちらでは、合併しなかった場合の推計の条件設定につきまして、考え方を記載してございます。

はじめに、主な歳入項目の考え方でございますが、地方税につきましては、過去の実績をもとに、人口推計による補正を加えて求めております。

地方交付税のうち、普通交付税につきましては、過去の実績をもとに、変動要因を加味して求めており、1 % から 1.5 % の範囲で段階的に削減しております。また、人口推計による人口の増減を加味してございます。

特別交付税につきましては、平成 17 年度から 22 年度までは毎年 3 % の減、平成 23 年度以降は毎年 0.6 % の減としてございます。

国・道の支出金は、各町村の事業に伴う実質額を計上しております。

繰入金は、平成 17 年度以降計上せず、赤字収支の場合に基金残高から<sup>きんこう</sup>収支均衡となるよう充当するようにしております。

主に投資的経費などで借り入れする町村債では、地方交付税の削減にかかる部分について、地方債に振り替える臨時財政対策債を、平成 17 年度から 23 年度までに段階的に削減するものとしております。

なお、このあとに添付しております推計資料の区分欄では、地方債という表記になってございますが、町村債と同じ意味でございます。

その他の歳入につきましては、横ばいで推移させていただきます。

次に、3 ページの歳出項目の考え方でございますが、人件費のうち、一般職につきましては、平成 16 年 4 月 1 日現在の職員数を基本に、定年退職者数に対し 7 割の補充率で新規に採用するものとしております。

物件費につきましては、委託料以外の備品購入費、消耗品費などについて、平成 22 年度までは毎年 1 % の減とし、23 年度以降は横ばいで推移するものとしております。

補助費は、団体への補助金、負担金などがございますが、各町村の実質額を計上しております。

投資的経費の代表的なもので、道路、橋りょう、学校などの建設、大規模修繕に要する経費である普通建設事業費につきましては、平成 17 年度から 22 年度までは

各町村で予想される事業費を計上し、平成 23 年度以降は、22 年度までの事業費を参考に平年ベースの事業費を想定して推計してございます。

公債費は、町村が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額で、借金の返済額でございますが、各町村の実質額を算定し計上しております。

生活保護や医療費助成など、社会保障関連経費にかかる扶助費につきましては、今後、高齢化が進むにつれて増加することを想定し、毎年 1 % の増としております。

繰出金は、各町村の実質額を計上しております。

以上の考え方に基つきまして、『合併しない場合の町村別の財政推計の結果』を 4 ページから 6 ページに添付してございます。

4 ページをご覧頂きたいと思っております。

4 ページは、幕別町の推計結果でございます。

下から 2 行目の「差引」という欄をご覧ください。単年度収支では、平成 17 年度以降は繰入金を計上せず、収支差引を基金で調整することにしておりますので、平成 22 年度の 6 億 4,000 万円を最高に赤字が続くという状況でございます。

その下の「基金残高」の欄をご覧ください。赤字分を基金で補填<sup>ほてん</sup>していった場合、平成 22 年度で基金が底<sup>そこ</sup>をつくという状況になってございます。

次に、5 ページをお開きください。

5 ページは更別村の推計結果でございますが、差引の欄では、平成 17 年度以降は繰入金を計上せず、収支差引を基金で調整することにしておりますので、赤字が続きますが、その赤字を基金で補填する場合、平成 28 年度で基金が底をつくこととなります。

続きまして、6 ページでございます。

こちらは忠類村の推計結果でございますが、差引の欄では、他の町村と同様に、平成 17 年度以降は繰入金を計上せず、収支差引を基金で調整することにしておりますので、赤字が続く状況であり、その赤字を基金で補填した場合、23 年度で基金が底をつく状況でございます。

7 ページには、3 町村の集計結果をまとめてございます。

昨年、任意協議会として公表しております『合併しなかった場合の財政シミュレーションの 3 町村合計』では、「基金残高は 23 年度で赤字、平成 32 年度の累積赤字は 80 億円」という推計結果になっておりましたが、今回の推計では基金残高は平成 24 年度に赤字になり、平成 33 年度の累積赤字は 99 億円となっております。

任意協議会におけます平成 14 年度と平成 32 年度の地方交付税の減少率が約 27 % であるのに対し、今回の推計におけます平成 15 年度と平成 33 年度の減少率は約 31 % となっており、累積赤字が大きく膨らんだ理由としましては、普通交付税の大幅な減少が主たる要因であると考えてございます。

続きまして、8 ページをお開きください。

こちらは『合併した場合の財政シミュレーション』でございますが、基本的に3町村が合併しなかった場合の推計をベースにしておりますが、人件費の削減や国の合併支援措置等を考慮して推計しております。

歳入におきましては、合併に伴い、国のいろいろな財政支援措置が予定されております。

資料の11ページをご覧ください。

合併に伴う国の財政支援措置でございますが、これにつきましては、任意協議会におけるダイジェスト版にも掲載しておりますとおり、(1)の合併市町村補助金、(2)の普通交付税における特例措置、(3)の特別交付税における特例措置、(4)の合併前の準備経費や新町建設計画にもとづいて行う公共施設の整備事業等にかかる地方債の特例措置などが講じられることになっております。

これらが、歳入面におけます単独での推計と異なる要素であり、こうした特例措置分を見込んで推計してございます。

再び、8ページにお戻りください。

次に、歳出でございますが、人件費の一般職にかかる分につきましては、合併した場合の効率的な行政運営の観点から、退職予定者の4割を補充すると仮定してございます。なお、文中に記載しております将来目標職員数は279人と設定し、平成27年度に目標を達成することとしております。

特別職にかかる分としましては、3町村合わせて現在11名いる特別職が、将来4名になります。

議会議員につきましては、3町村の議員定数は現在44名でございますが、合併した場合、人口5万人以下では26名が法で定められている上限となります。ただし、合併協議において、最長2年の範囲内で現在の議員が引き続き在任することができるという規定がありますことから、次の統一地方選挙の平成19年4月までの期間について、在任特例を採用すると仮定してございます。

農業委員会の委員につきましては、平成20年7月までは現行の3農業委員会そんぞくが存続し、20年8月以降、1農業委員会、委員数30名と仮定してございます。

物件費につきましては、看板、印刷物の名称変更に要する経費などの臨時的な経費を加算してございますが、経常的な経費につきましては、1つの団体になることで効率的に運用できるという考え方で、段階的に削減することとしております。

補助費につきましても、合併することにより、同一の外部団体に対する負担金の削減などを見込んでおります。

普通建設事業費につきましては、3町村の事業の合算額に、合併に伴い必要な臨時的経費をプラスして計上しているほか、合併により必要のなくなる事業を差し引きして、計上してございます。

公債費につきましては、合併に伴い必要な臨時的経費の起債にかかる償還額のほ

か、基金積み立てにかかる合併特例債や単独の事業などを合併特例債に振り替えた償還額も加算してございます。

次に、9ページをお開きください。

こちらは『3町村が合併した場合のシミュレーション』であります。平成33年度の基金残高は51億5,000万円という推計結果となっております。

任意協議会におけます財政シミュレーションでは、「平成25年度以降は人件費の削減など、合併効果により収支が改善され、基金残高も合併の水準にほぼ回復する」という推計結果となっており、今回の推計とは多少違いが生じてございます。

任意協議会での推計と異なる大きな要因としましては、平成16年度の普通交付税が、かつてないほどの削減率となったことから、推計の当初段階の数値に大きな違いが生じており、その影響が最終年度の基金残高に大きく影響しているものでございます。

その他の要因と致しましては、将来人口推計において約2,100人少なくなっていること。任意協議会の推計で見込んでいた道支出金を、支援の対象となる条件など制度の見直しの方向性がはっきりしていないことから計上していないこと。人件費において、農業委員会の考え方に変更があること。任意協議会の推計のときよりも、シミュレーションの精度を上げるために普通建設事業の額とその財源内訳をより細かく拾い上げたことで、事業費が伸びていること。などでございます。

このように、任意協議会の推計と比較しまして、多少厳しい数字が出てございますが、この推計においては、冒頭でご説明したとおり、行財政改革や今後の制度改革等につきましては、考慮しておりません。

しかしながら、新町におきましても、行財政改革は引き続き行っていく必要があり、そうした取り組みにおいて、歳出全般にわたって削減を検討していく中で、後半の年度におけます単年度収支の赤字を解消することは、十分可能と考えてございます。

次に、10ページをご覧ください。

合併の効果についてでございますが、歳入につきましては、先ほど国の財政支援のところでご説明した特例措置額が、最終の基金に及ぼした額を計上してございます。

歳出の面では、人件費、物件費、補助費等におきまして削減効果が見込まれます。

一方で、合併により必要となる臨時的経費として物件費、補助費、普通建設事業費を削減効果のマイナス分として計上し、全体の合併効果としましては、差し引き約151億円という状況でございます。

以上が、財政シミュレーションの考え方及び推計結果でございます。

議長（岡田和夫） 委員長の報告並びに将来人口推計、財政シミュレーションにつきまして、説明がありました。

これらに關しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お受け致したいと思  
いますが。何かありますでしょうか。

よろしいですか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、ご意見、ご質問がございませんので、報告第 19 号は、  
報告のとおり、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、報告第 19 号は、委員長報告どおり、承  
認されました。

[協議第 21 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、協議第 21 号から協議第 26 号までにつきましては、前回、  
提案・説明を致しておりますので、本日は協議に入らせて頂きます。

それでは、日程第 4、協議第 21 号、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに  
ついて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 21 号、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」につ  
きまして、ご説明申し上げます。

議案書の 4 ページをお開きください。

本協議案件につきましては、第 7 回協議会におきまして、提案・説明させて  
頂いておりますことから、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせて  
頂きます。

『新町において 1 つの農業委員会に統合するよう調整する。なお、統合する  
までの間は、農業委員会等に関する法律第 34 条第 1 項の規定を適用し、  
現行の町村の区域ごとに、3 つの農業委員会を設置する。

1 つの農業委員会とする時には、同法第 10 条の 2 第 2 項の規定を適用し、  
合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置するものとする。なお、その定数  
については、新町において調整する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 事務局からの説明が終わりましたので、ご意見をお受け  
致したいと思います。

ございませんでしょうか。

杉山委員。

委員(杉山勝彦) 質問を 2 点ほどしたいと思います。

1 つの農業委員会になったときと、それから 3 つの農業委員会ある  
ときの、1 年間の経費の関係はどうなんでしょうか。多分、3 つの農業  
委員会の方が多いと思う

んですけども、年間どのぐらいの経費がかかるのかということと、もうひとつは、せっかく1つの町になるんですから、農業振興上、農地の流動化は1つの農業委員会でやった方がスムーズにいくと思うんですけども、もし、3つの農業委員会でやったときに、事務手続きやいろんな課題がありまして、農業者に不利益が生じないのか、その辺ちょっと心配するんですけども。

その辺、ちょっと質問したいと思います。よろしくをお願いします。

議長（岡田和夫） 事務局長。

局長（金子隆司） 農業委員会委員の任期が仮に1年、1年分の経費であります、およそ3,000万円程度というふうに試算を致しております。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 専門部会長。

農業委員会部会長（長屋忠弘） それでは、部会の方から説明申し上げます。

この件につきましての農業委員会の設置にあたりましては、部会等でも今のお話し頂きました内容につきまして、種々検討もしてきたところでございます。

仰せのとおり、農業委員会の基本的な捉えからしましても、農業委員会は全体としては、1つにするということは理想型であるということの認識をしていたところでございます。

そういったところではございましたけれども、現状の各町村におかれまして農業委員会の占めたるところからしまして、その永きにわたる各町村における歴史的な農業行政、そういったところも慎重に考えの中にも含めたところで、取り進めなければいけないというようなことでもありまして、本来、できれば合併時より1つということの理想型は理解しながらも、説明でありましたように、当面は、それぞれの町の農業委員会を、法に則りまして、継続することを止む無しとして、取り進めるといふふうに判断したところでございます。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 杉山委員。

委員（杉山勝彦） 私が聞いたのは、今の3つの農業委員会がそのまま存続する、当分の間ね、そして、1つになったとき。その2つを比べたときに、今、幕別、更別、忠類におられる農民の方が、3つになったときに、不利益を生じないかと聞いたんです。その不利益を生じるかどうかということを確認に答えて頂きたいと思います。

例えて言えば、更別と幕別と忠類の境にいる方が、例えば隣の町の、旧町村です、ね、農地を流動化したいというときに、手続き的に非常に煩雑になるのではないかと。

その辺はどうなんでしょうか。この辺が私はちょっとわからないですけども、この辺について、教えて頂きたいと思います。

議長（岡田和夫） 事務局長。

局長（金子隆司） 3つの町にそれぞれ設置された場合に、それぞれの農業者が不利益を被らないかということに対しましては、被ることはないというふうに思われますが、町界にかかわる小作料等の違いもございませうことから、組み合わせによっては不利益といいましようか、そういうものが想像されるということもあろうかと思えます。

したがって、その辺は長期的な視点に立った隣地の調整、これらがスムーズに行われるということになれば、ほとんど影響がない。むしろ住民の声と申しますか、農業者の声がそれぞれの地域の実態に合わせて届きやすいというメリットがあるかと思えます。

以上です。

議長（岡田和夫） 杉山委員。

委員（杉山勝彦） 最後にちょっとお願いしますけども、文章を見ますと、新町において1つの農業委員会に統合するよう調整する。もう1つでは、3つの農業委員会を設置するというふうに、相反することになってございませう。

できればですね、1つに調整する時期を明示するか、もし、時期が明示されなければ、例えば速やかにだとか、可及的速やかと。できるだけ早く1つの農業委員会に統合するような、そういう文言が入った方が、より町民、村民にはわかりやすいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございませう。

議長（岡田和夫） 今、意見がありましたけども、ほかに何かございませうでしょうか。

今、言われたのは、新町において1つの農業委員会に統合するよう調整すると。ただ、当分の間は3つの農業委員会で進めると。これを一定の時期を区切って1つにするというようなことの文言を入れることがどうか、というご意見だったと思えますけれども、これに対して何かございませうでしょうか。

ありますか、議長さん、農業委員会の立場から申しますか。

委員（杉坂達男） この関係につきましては、公式発言はしてございませうけれども、特に休憩を求めまして、お話しをした経緯がございませう。

これにつきましては、3農業委員会がそれぞれ汗を流そうという努力を、今、しているところでございませう。

したがって、3農業委員会はそのまま存置された場合でも、速やかに統合に向けての相談事を始めていくということを始めなければならぬ。そういう申し合わせができてございませうから、これが承認された場合には、そういう方向に向かって進めていくということは、確認済みでございませう。

議長（岡田和夫） 今、農業委員会サイドの方の話し合いの経過の中で、そのような方法で進めると申しますようなご意見もございませう。

ほかに、何かございませんか。

杉山さんの方は、よろしいでしょうか。

委員（杉山勝彦） 今、いろんな説明がございましたが、速やかに調整すると、速やかにという言葉が入れば、より町民にはわかりやすいのかなと思いますので、できれば、その方がいいと思います。あとは言いません。

以上です。

議長（岡田和夫） 南山委員。

委員（南山弘美） 私は、提案されました原案のとおりで、よろしいと思います。

ただ今、質問ありましたようなことも、十分この中には含まれておるのではないかと、そのように考えます。

議長（岡田和夫） ほか、どうでしょうか。

ほか、意見ございませんでしょうか。

なければ、意見が分かれておりますけども、今の原案のままでいいのではないかと、この原案の、1つに統合するという中に、速やかに統合するというような文面を入れることがいいのではないかという意見とに、今、分かれているわけでありまして。

採決してよろしいですか。

それでは若干、休憩致します。

14 : 40 休憩

14 : 42 再開

議長（岡田和夫） それでは、休憩前に戻って再開をしたいと思います。

再度、確認しますが、ほかにご意見ございませんでしょうか。

渡辺委員。

委員（渡辺春雄） 今、議論されております農業委員会の任期の件でございますけれども、今回の合併はですね、地域内分権という部分が一番の中心課題かと思うんです。そういう面からいけば、地域の特色性をしっかりと残して、合併に進んでいくという分野からいけば、原案で私はよろしいのではないかと。

やっぱり合併というのは、お互いに条件の違う者同士が一緒になるわけですから、一気に一体性を求めるということに、やはり無理は生じる場合があると。ですから、住民が除々に、そういう新町の住民として一体性が求められてきてから、初めて合併の意義が出るわけでございますから、地域内分権という見解からすれば、私は原案でよろしいというふうに判断致します。

議長（岡田和夫） ほか、ございませんか。

（なしの声あり）

議長(岡田和夫) それでは、他にご意見がないようでありますので、協議第21号、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第21号は、原案のとおり、決定されました。

[協議第22号 保健・医療事業の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第5、協議第22号、「保健・医療事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第22号、「保健・医療事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

本協議案件につきましても、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

- 『1 健康増進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
  - 2 保健事業の各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。  
現行のとおり新町に引き継ぐもの。  
合併時に統合するもの。  
合併時に再編するもの。  
新町において再編するもの。
  - 3 診療所及び歯科診療所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
  - 4 老人医療費助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
  - 5 重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業については、幕別町及び更別村の例により合併時に統合する。
  - 6 乳幼児医療費助成事業については、幕別町の例により合併時に統合する。』
- と、するものであります。

以上です。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、ご意見をお受け致します。

赤津委員。

委員(赤津寛一郎) ただ今の説明の中で、調整方法の中で、2番であります、利

用負担というか、住民負担がかかる分野ではありますが、この調整でそのまま進んでいくとするならば、そのあとの分科会、専門部会で、さらに今度は料金的な分野の決定がされると思いますが、特にこの財政負担等を理由に値上げというか、住民負担が強くなるということになると大変であります。

一例を挙げますと、私のまちあたりでは、やはり検診を重要視して今日まで至っております。そんな中で、検診のおかげで医療費が、老人保健でもそうなんです、皆やはり下がっております。そんなようなことで、特に、人間ドッグのどこなんかを見ると、幕別さんと更別では、かなりの差があります。

こういった分の調整というか、そういった段階で、特に健康は最大の財産というか、そういった新しい町の1つの目標ということであれば、なおかつ、その辺をひとつ、更別村の基準で、ひとつ進めて頂きたいなど。これはかなりの差があります。

それと、もう1つ付け加えますと、乳幼児ですか、この分野も幕別さんのところに調整をされるというようなことが明記されております。

この辺のこの2点について、分科会あたりでこれから進むとなると、重要な分野だと思しますので、ひとつ。これは質問というか、特に要望になろうかと思いたすが、そういったことで、強く申し上げたいというふうに思っております。

議長(岡田和夫) 頂きましたご意見については、十分反映できるように、私どもの方から、その専門部会等での協議の中で、協議をさせて頂きたいというふうに思います。

ただ、協議会ですから、すべておっしゃられたとおりになるかどうかは、また別にしながらも、意向だけは十分伝えていきたいというふうに思います。

ほか、ございませんでしょうか。

よろしいですか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、他にご意見がないようでありますので、協議第22号、「保健・医療事業の取扱いについて」は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第22号は、原案のとおり、決定されました。

#### [協議第23号 農林水産関係事業の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第6、協議第23号、「農林水産関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 23 号、「農林水産関係事業の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 6 ページをお開きください。

本協議案件につきましても、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

- 『 1 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランについては、新町において策定する。ただし、新計画等が策定されるまでの間は、現計画等を新町に引き継ぎ運用する。
- 2 農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場<sup>ほじょう</sup>については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、農作物試験展示圃場の施設のあり方については、新町において調整する。
- 3 標準小作料については、新町において再編する。
- 4 農業後継者育成奨学金貸付事業については、合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。
- 5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、合併時に再編する。
- 6 結婚祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 7 酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 8 町村有牧場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整する。
- 9 農業農村整備事業管理計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 10 森林整備計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 11 町村有林整備事業については、新町において再編する。
- 12 育苗センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見をお受け致します。

齊藤委員。

委員（齊藤順教） 12 番目の育苗センターについてですけども、現行のとおり新町に引き継ぐものとする、こうなっていますけども、これ、ちょっと確認したいんですが、現在、村では森林組合の方に委託をしてですね、全部やらせているということなんですよね。

だから、現行のとおり引き継ぐということになるといって、その森林組合に今ま

で委託したものをそのまま継続的にしていくということなのかどうか。

そこら辺をちょっと確認したいんです。

議長（岡田和夫） 専門部会長。

産業部会長（増子一馬） 今のご質問にお答え致します。

専門部会におきましてもですね、この関係については協議をさせて頂いておりますけども、今、齊藤委員おっしゃるとおり、現行のままですね、新町になりまして、現行の形で委託を進めたいということで、今、進めております。

ただ、新町となりますとですね、新たな契約関係が出てくるのかなと思いますけども、そういった関係については、新たな町と新たに、また契約をするというようなことにはなろうかと思えます。

以上です。

議長（岡田和夫） 齊藤委員。

委員（齊藤順教） 当然、新町になったら新町の新しい形でね、これは契約するというのは当然のことですから。

ただ、いわゆる一番心配されることは、新町になって、森林組合がどのような動きになるのかわかりませんが、森林組合自体も合併問題が出ているわけですね。そういう形の中で、森林組合自体が新町の方に向けた合併であれば問題はないけれども、別なということになってきた場合には、いろんな問題点が出てくるわけでしょう。

だから、そういうことの中で、そういうことはないように願っておるけれども、一応、今の現行のままできちっと、森林組合なら森林組合にあれする、ということは、やはり雇用問題も絡んでいきますからね、だからそういう関係もして、これはやっぱり現行どおりきちっと引き継いでもらおうということを確認しておきたいということなんです。そういうことで、よろしゅうございますね。

はい、わかりました。

議長（岡田和夫） ほか、ございませんでしょうか。

本多委員。

委員（本多芳宏） 3番目の標準小作料の件なんですけども、新町において再編するとなっておりますが、先ほど、3市町村が当分の間は農業委員会持つということだったんですけども、この再編するということは、統合されてから再編するということではよろしいのでしょうか。

議長（岡田和夫） 専門部会長。

産業部会長（増子一馬） ただ今の標準小作料についてでございますけれども、今、お話し頂きましたことにつきまして、それぞれの今の現在の小作料につきましての状況から、ほぼ小作料の枠的<sup>わくてき</sup>には、それなりの設定がなされているものかなというふうに、部会でも捉えているところでございました。

それで、そういったことからしまして、その標準小作料の枠組みにつきましては、その全体を包含した中で、再編する<sup>ほうがん</sup>というようなことで考え方をまとめているところでございます。

議長（岡田和夫） よろしいですか。

ほか、ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、他にご意見がないようでありますので、協議第 23 号、「農林水産業関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 23 号は、原案のとおり、決定されました。

[協議第 24 号 商工労働観光関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 7、協議第 24 号、「商工労働観光関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 24 号、「商工労働観光関係事業の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 7 ページをお開きください。

本協議案件につきましても、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

- 『 1 中小企業融資事業については、合併時に再編する。ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものとする。
- 2 中小企業利子等補給事業については、中小企業融資事業として、合併時に再編する。
- 3 小規模企業振興資金貸付事業については、合併時に廃止する。
- 4 勤労者福祉資金貸付事業については、合併時に再編する。
- 5 商工業後継者結婚祝金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 6 中小企業退職金共済制度奨励事業及び勤労者生活資金貸付基金については、合併時に廃止する。
- 7 消費者相談事業については、合併時に再編する。
- 8 消費生活モニターについては、合併時に廃止する。
- 9 観光イベント事業については、新町において調整する。

10 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見をお受け致します。

何かございませんでしょうか。

よろしいですか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、ご意見がございませんので、協議第 24 号、「商工労働観光関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 24 号は、原案のとおり、決定されました。

[協議第 25 号 学校教育関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 日程第 8、協議第 25 号、「学校教育関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 25 号、「学校教育関係事業の取扱いについて」、ご説明を申し上げます。

議案書の 8 ページをお開きください。

本協議案件につきましても、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

- 『 1 小学校及び中学校の通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2 特認校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 3 スクールバス運行事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、住民利用については、新町において調整する。
- 4 高度へき地<sup>かかわ</sup>に係る助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 5 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、幕別町及び忠類村の例により、合併する年度の翌年度に統合する。
- 6 特殊教育に係る就学奨励事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 7 公立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、

事業内容については、新町において調整する。

8 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。

9 私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、合併時に再編する。

10 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費、会計方式及び給食形態については、新町において調整する。』と、するものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見をお受け致したいと思います。学校教育関係について、何かご意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がございませんので、協議第 25 号、「学校教育関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 25 号は、原案のとおり、決定されました。

#### [協議第 26 号 社会教育関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 日程第 9、協議第 26 号、「社会教育関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 26 号、「社会教育関係事業の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 9 ページをお開きください。

本協議案件につきましても、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

『 1 生涯学習推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

2 成人式については、新町において調整する。

3 高齢者学級については、新町において調整する。

4 町村指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

5 図書館（室）については、幕別町図書館を新町の本館とし、札内分館並びに更別村及び忠類村の各図書室をそれぞれ分館とする。

6 移動図書館については、合併時に再編する。

- 7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容及び許可対象については、新町において調整する。
- 8 町村民体育祭については、事業のあり方について、合併時まで調整する。
- 9 国際交流員については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、職務及び定員については、新町において調整する。
- 10 スポーツ表彰及び文化表彰については、幕別町の例により、合併時に統合する。』と、するものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見をお受け致します。

社会教育関係について、何かご意見ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がございませんので、協議第 26 号、「社会教育関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 26 号は、原案のとおり、決定されました。

#### [協議第 27 号 使用料・手数料等の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、協議第 27 号につきましては、本日は提案・説明とし、次回に協議を致します。

それでは、日程第 10、協議第 27 号、「使用料・手数料等の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

局長。

局長（金子隆司） 協議第 27 号、「使用料・手数料の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は 10 ページ、資料は 1 ページからになります。

また、別冊の附属資料と致しまして、3 町村の使用料条例等を抜粋・整理したものを配布させて頂いておりますが、資料の右端、「調整の具体的内容欄」に、附属資料の対応するページを括弧書きで記載しておりますので、あわせて参考にして頂きたいと存じます。

まず、資料の 1 ページをご覧ください。

最初に使用料であります。使用料につきましては、公の施設や行政財産の利用にあたり、利用者から徴収することができるものとされているものであります。使用料全般にわたる調整にあたっての基本的な考え方を申し上げますと、同種、あるいは同じ名称の施設でありましても、設置目的、施設内容、建築年度が異なるうえ、

使用料の積算基準、減免規定などに差異がみられ、これらを合併時まで統一することは極めて困難であることから、使用料を徴することとしない施設のあり方を含め、これらの調整は引き続き新町における検討課題とすることとし、使用料の額については、原則として現行のとおりとするものであります。

また、資料の中に記載しております施設の分類に関しましては、施設の名称にかかわらず、主たる設置目的、利用実態によって分類しておりますので、あらかじめ、ご承知おき頂きたいと存じます。

それでは、資料の具体的説明に入らせて頂きますが、公民館等使用料のうち、コミュニティセンターにつきましては、幕別町に6カ所と忠類村に設置されております。また、近隣センター39カ所、中央会館2カ所、公民館4カ所、町民会館1カ所につきましては、いずれも幕別町に設置されており、部屋ごとの使用料のほか、備付備品の使用料、暖房料などが定められております。調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおりとする。』と、するものであります。

次に、福祉等施設使用料のうち、福祉センターにつきましては、幕別町に札内福祉センターが、更別村に社会福祉センター、上更別福祉館、老人保健福祉センター、福祉の里総合センターが、忠類村にふれあいセンター福寿が設置されており、さらに、憩いの家につきましては、更別村にのみ設置されており、これらの施設につきましては、部屋ごとの使用料、備付備品の使用料が定められております。調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおりとする。』と、するものであります。

2ページをご覧ください。

衛生等施設使用料のうち、墓地につきましては、幕別町に10カ所、更別村に2カ所、忠類村に1カ所設置されており、それぞれ使用料を徴しております。また、忠類村におきましては、衛生面・環境面での管理経費と致しまして、管理料を徴しておりますが、負担の公平性、受益と負担の原則を考慮し、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおりとする。ただし、忠類村の管理料については、合併時に廃止する。』と、するものであります。

葬斎場につきましては、幕別町と更別村に設置されており、使用料は、幕別町で利用者が町民か否かにかかわらず有料、更別村では、村民の場合は無料となっているのに対し、忠類村は、南十勝3町村複合事務組合が設置・運営する火葬場を利用しており、無料となっております。

一部事務組合の加入・脱退に関しましては、別途、「一部事務組合等の取扱い」で協議をして頂くこととなりますが、使用料につきましては、公平性や受益と負担の原則を考慮する必要がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『幕別町の例により、合併時に統一する。』と、するものであります。

産業等施設使用料のうち、食品加工研修施設につきましては、幕別町に幕別ふるさと味覚工房が、更別村にふるさと館食品加工研修室が設置されております。また、

農業担い手支援センター、農業担い手会館、集落センターが、幕別町に設置されております。

さらに、勤労者会館につきましては、幕別町に札内勤労者福祉会館が、更別村に更別村勤労者会館が設置されており、これらの施設につきましては、いずれも部屋ごとの使用料や冷暖房料が定められております。

スキー場につきましては、幕別町に明野ヶ丘スキー場が、忠類村に白銀台スキー場が設置されており、リフト使用料のほか、忠類村では宿泊ロッジ使用料が定められております。

観光宿泊施設につきましては、更別村に、さらべつカントリーパークが、忠類村にナウマン温泉アルコ236が設置されており、部屋ごとの使用料や施設利用料が定められています。

調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおりとする。』と、するものであります。

町村有牧場につきましては、幕別町に町営育成牧場が、更別村に村営牧場が、忠類村に村営放牧利用施設が設置されており、預託にかかわる使用料の額は、更別村及び忠類村では、村内・村外別に1頭あたりの定額で、幕別町では、家畜の種類及び月齢・年齢ごとに、町内・町外別に1頭あたりの定額で定められているほか、捕獲料につきましても、3町村それぞれ定めがあります。

調整の具体的内容と致しましては、右の表にありますように、『乳用雌牛は町内230円、町外250円、肉用雌牛は町内230円、町外250円、農用雌馬及び仔馬は、12カ月未満で町内90円、町外100円、12カ月以上で町内230円、町外250円、捕獲料は2,000円とし、合併時に統一する。』と、するものであります。

社会教育施設等使用料につきましては、更別村に農村環境改善センターが、幕別町に少年自然の家、働く婦人の家、百年記念ホール、ふるさと館が、忠類村に忠類ナウマン象記念館が設置されており、部屋ごとの使用料または入館料のほか、備付備品使用料、暖房料などが定められています。調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおりとする。』と、するものであります。

3ページをご覧ください。

体育施設等施設使用料につきましては、幕別町には札内スポーツセンター、農業者トレーニングセンター、武道館、陸上競技場、運動公園野球場が、更別村には農業者トレーニングセンター、柔剣道場、コミュニティプール、パークゴルフ場2コースが、忠類村には体育館が設置され、部屋ごとの使用料、機器使用料等が定められています。調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおりとする。』と、するものであります。

公営住宅等使用料につきましては、3町村それぞれに公営住宅法の適用を受ける町村営住宅と特定公共賃貸住宅がありますが、家賃の算定方法に違いがありますこ

とから、調整の具体的内容と致しましては、『家賃の算定方法について、合併時まで再編する。』と、するものであります。

公営住宅法の適用を受けない住宅と致しましては、幕別町に町営住宅、更別村に定住化促進住宅があり、それぞれ定額の使用料を徴収しています。調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおりとする。』と、するものであります。

教職員住宅等使用料につきましては、幕別町では職員住宅及び教員住宅を、更別村では村有住宅を、いずれも普通財産の貸し付けとして貸付料を徴しているのに対し、忠類村では職員住宅を行政財産として公宅使用料を徴していますが、家賃の算定基準に違いがありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおりとする。ただし、新町において算定基準を統一するよう調整する。』と、するものであります。

占用料せんようりょうではありますが、道路占用料どせきさいしりょうにつきましては、3町村間に占用区分の分類に若干の違いがあります。

河川占用料どせきさいしりょうにつきましては、「土地占用料」、「土石採取料その他の河川産出物採取料」については、3町村間に占用区分の分類に若干の違いがありますが、「流水占用料りゅうすい」につきましては、同一の内容となっています。

公園使用料につきましては、幕別町において公園使用料を定めております。

これら占用料等につきましては、幕別町がより詳細な占用区分を定めておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『幕別町の例により、合併時に統一する。』と、するものであります。

行政財産使用料につきましては、3町村で算定基準に差異がありますが、幕別町の基準が北海道の基準など、一般的な例に準じておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『幕別町の例により、合併時に統一する。』と、するものであります。

土木用機械使用料きょうにつきましては、幕別町においてグレーダーを町民の利用に供してありますが、社会情勢の変化により、その役割を終えたものと思われることから、調整の具体的内容と致しましては、『合併時に廃止する。』と、するものであります。

町村営バス使用料だいがえそちにつきましては、幕別町において、廃止バス路線の代替措置として、有料で1路線運行されておりますが、第7回協議会における交通関係事業の取扱いの中で、『新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、合併時まで調整する。』と決定されたところであり、これとの整合性を図る必要がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『合併時まで調整する。』と、するものであります。

幼稚園使用料につきましては、幕別町に1園、更別村に2園設置されており、入園料及び授業料または保育料は同額となっておりますが、更別村において、延長保

育や特別保育の実施に伴う使用料を徴収しております。

これら使用料につきましては、保育内容に見合った適正な額と思われまことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおりとする。』と、するものであります。

4 ページ以降が手数料となっております。

地籍<sup>ちせき</sup>関係の手数料であります。1 番の「地籍<sup>ちせき</sup>図等<sup>びょうしや</sup>図面の複写手数料」につきましては、幕別町でサイズごとに3 区分、更別村でサイズに関係なく金額が定められております。

また、忠類村では、1 番の「地籍<sup>ちせき</sup>図等<sup>びょうしや</sup>図面の複写手数料」から、6 番の「地籍集成<sup>ちせき</sup>図の描写<sup>びょうしや</sup>手数料」までの6 種類について、金額が定められているところですが、サイズの違いや白黒・カラーの別による、実費額を反映した金額体系にすべきものと思われまことから、調整の具体的内容と致しましては、右の表にありますように、『各1 枚につき、地籍<sup>ちせき</sup>図の閲覧<sup>えつらん</sup>手数料 400 円、交付手数料 500 円、地籍簿の閲覧<sup>えつらん</sup>手数料 400 円、交付手数料 500 円、その他地籍成果の閲覧<sup>えつらん</sup>手数料 400 円、交付手数料 800 円、その他地図・図面等の交付手数料が白黒、カラー、写真の区分で、A 3 から A 0 版<sup>ぜろばん</sup>まで順に、白黒が 300 円、500 円、800 円、1,000 円、カラーが 600 円、1,000 円、1,600 円、2,000 円、写真が 900 円、1,500 円、2,400 円、3,000 円とし、合併時に統一する。』と、するものであります。

情報公開関係の手数料であります。情報公開は、住民自治を推進するうえで欠くことのできないものであり、公開<sup>や</sup>請求のし易い環境<sup>やす</sup>づくりに努めることが大切でありますことから、他の手数料が当該事務にかかる一切の費用をもとに金額が積算されるのに対しまして、情報公開関係の手数料につきましては、紙代やコピー代等の実費をもとに金額を積算するという考え方に立っております。

このようなことから、7 番の「情報公開に係る公文書の写しの作成に要する費用」のうち、アの白黒複写は『10 円』、イのカラー複写は『50 円』、ウの外部発注しなければ複写できないもの及びエの録音テープ等<sup>ぼいたい</sup>媒体の複製は『当該複製に要した額』、さらには、8 番の情報公開に係る公文書写しの送付に要する費用についても、『当該送付に要する額』と、するものであります。

5 ページをご覧ください。

税務関係の手数料であります。

9 番の「臨時運行許可申請手数料」につきましては、3 町村ともに1 両につき750 円と定めておりますが、これを同額の『1 両につき750 円』と、するものであります。

10 番の「住宅用家屋証明申請手数料」につきましては、幕別町と更別村で1 件につき、1,300 円と定めておりますが、これを同額の『1 件につき1,300 円』と、するものであります。

11 番の「営業及び職業に関する証明手数料」につきましては、1 通または 1 件につき、幕別町が 500 円、更別村が 400 円、忠類村が 250 円と定めておりますが、これを『1 通につき 500 円』と、するものであります。

12 番の「会社、組合、法人に関する証明手数料」につきましては、忠類村で 1 件につき 250 円と定めておりますが、証明の実績が少ないうえ、今後も想定されないことから、これを『合併時に廃止する。』と、するものであります。

13 番の「土地又は建物の評価額に関する証明手数料」につきましては、幕別町で書類 1 件につき 250 円、更別村で 1 筆または 1 棟につき 200 円、忠類村で 1 筆 1 棟につき 250 円と定めておりますが、これを『書類 1 件につき 250 円』と、するものであります。

14 番の「租税及び公課に関する証明手数料」につきましては、更別村で 1 件につき 200 円と定めておりますが、これを 15 番以降の「証明手数料」に統合することとして、『合併時に廃止する。』と、するものであります。

15 番の「納税証明事項を記載した証明手数料」につきましては、幕別町が、1 年度、1 税目につき 150 円、更別村が先ほどの 14 番を適用して 1 件につき 200 円、忠類村が 1 税目につき 250 円と定めておりますが、これを『1 年度、1 税目につき 150 円』と、するものであります。

16 番の「納税証明事項のうち固定資産税相当額を記載した証明手数料」につきましては、幕別町が、1 筆又は 1 棟につき 250 円として 1 棟 1 筆を超える場合は 1 棟 1 筆ごとに 50 円を加算、更別村、忠類村が先ほどの 13 番を適用して 1 筆 1 棟につき 200 円、250 円と定めておりますが、これを『1 筆又は 1 棟につき 250 円。1 棟 1 筆を超える場合は 1 棟 1 筆ごとに 50 円加算』と、するものであります。

17 番の「固定資産税課税台帳に登録されている土地又は家屋の所有証明手数料」につきましては、幕別町が書類 1 件につき 250 円、更別村、忠類村が先ほどの 13 番を適用して 1 筆 1 棟につき 200 円、250 円と定めておりますが、これを『書類 1 件につき 250 円』と、するものであります。

18 番の「道町(村)民税の額の基礎となった事項のうち所得に関する証明手数料」、19 番の「道町(村)民税の額の基礎となった事項のうち税額に関する証明手数料」、20 番の「無職無収入申告書に基づく無職無収入に関する事項の証明手数料」につきましては、3 つの手数料ともに、幕別町が 1 通につき 250 円、更別村が先ほどの 14 番を適用して 1 件につき 200 円、忠類村が先ほどの 15 番を適用して 1 件につき 250 円と定めておりますが、これを『1 通につき 250 円』と、するものであります。

住民・戸籍関係であります。

21 番から 27 番までにつきましては、3 町村ともに同一の額で定めており、これを現行の額と同額とするものであります。

21 番の「戸籍謄抄本の交付手数料」は『1 通につき 450 円』

22 番の「戸籍記載事項証明手数料」は『証明事項 1 件につき 350 円』、  
23 番の「除籍、改正原戸籍謄抄本の交付手数料」は『1 通につき 750 円』、  
24 番の「除籍記載事項証明」は『証明事項 1 件につき 450 円』、  
25 番の「戸籍受理証明・書類記載事項証明」は『1 通につき 350 円』、  
26 番の「戸籍受理証明（上質紙を用いた場合）」は『1 通につき 1,400 円』、  
27 番の「戸籍届出書類閲覧手数料」は『書類 1 件につき 350 円』と、するものであります。

28 番の「住民基本台帳に関する証明手数料」であります。アの「住民票（除票を含む）の写し及び住民票の記載事項に関する証明」につきましては、幕別町が人数や枚数に関係なく 1 通につき 250 円、更別村が 5 人まで 200 円、10 人まで 400 円、11 人以上 600 円、忠類村が 1 枚につき 250 円で 1 枚超えるごとに 50 円加算と定めていますが、これを『1 通につき 250 円』と、するものであります。

29 番、イの「戸籍の附票<sup>ふひょう</sup>（除票を含む）<sup>じょひょう</sup>の写し及び戸籍附票の記載事項に関する証明」につきましては、幕別町及び忠類村が 1 通につき、または 1 枚につき 250 円、更別村が 1 枚につき 200 円と定めていますが、これを『1 通につき 250 円』と、するものであります。

30 番、ウの「広域交付住民票の交付手数料」につきましては、幕別町が人数や枚数に関係なく 1 通につき 250 円、更別村が 5 人まで 200 円、10 人まで 400 円、11 人以上 600 円、忠類村が 1 枚につき 250 円で 1 枚超えるごとに 50 円加算と定めていますが、これを『1 通につき 250 円』と、するものであります。

31 番、エの「住民基本台帳カードの交付手数料」につきましては、3 町村ともに 1 枚につき 500 円と定めていますが、これを現行の額と同額の『1 枚につき 500 円』と、するものであります。

32 番、「外国人登録原票記載事項に関する証明手数料」につきましては、幕別町及び忠類村が 1 通につき、または 1 枚につき 250 円、更別村が 1 枚につき 200 円と定めていますが、これを『1 通につき 250 円』と、するものであります。

33 番、「住所、居所に関する証明手数料」につきましては、忠類村で 1 件につき 250 円と定めていますが、これを 34 番、35 番の証明手数料に統合することとして、『合併時に廃止する。』と、するものであります。

34 番の「戸籍簿又は除票簿に記載のないことの証明手数料（不在籍証明）」につきましては、幕別町が 1 通につき 200 円、更別村がのちほどご説明させていただきます。85 番の「その他証明手数料」を適用して 1 件につき 200 円、忠類村が先ほどの 33 番を適用して 1 件につき 250 円と定めておりますが、これを『1 通につき 250 円』と、するものであります。

35 番の「住民票、同除票又は戸籍の附票に記載のないことの証明手数料（不在証明）」につきましては、幕別町が 1 通につき 250 円、更別村がのちほどご説明させ

て頂きます 85 番の「その他証明手数料」を適用して 1 件につき 200 円、忠類村が先ほどの 33 番を適用して 1 件につき 250 円と定めておりますが、これを『1 通につき 250 円』と、するものであります

36 番の「身分（元）に関する証明手数料」につきましては、更別村が 1 件につき 200 円、忠類村が 1 件につき 250 円と定めておりますが、これを『1 件につき 250 円』と、するものであります。

37 番の「せいねんひこうげんにん 成年被後見人及び被保佐人ひほさじんも 若しくは破産者でないことの証明手数料」につきましては、幕別町が 1 件につき 250 円と定めておりますが、これを、36 番の「証明手数料」に統合することとして、『合併時に廃止する。』と、するものであります。

38 番の「介護保険料の納付に関する証明手数料」につきましては、幕別町が 1 年度につき 150 円と定めておりますが、これを『1 年度につき 150 円』と、するものであります。

39 番の「住民票（除票を含む）閲覧手数料」につきましては、幕別町と更別村が 1 件につき、または 1 人につき 100 円、忠類村がのちほどご説明させて頂く 40 番を適用して 1 件につき 250 円と定めておりますが、これを『1 件につき 100 円』と、するものであります。

40 番の「公簿、書類及び地籍図の閲覧手数料」につきましては、幕別町が無料、更別村が 1 葉いちようにつき 100 円、忠類村が 1 件につき 250 円と定めておりますが、情報公開に基づく閲覧が無料であることとの均衡を考慮し、これを、地籍図を除き無料とすることとして、『合併時に廃止する。』と、するものであります。

7 ページをご覧ください。

41 番の「印鑑登録に関する証明手数料」につきましては、幕別町と忠類村が 1 通につき、または 1 件につき 250 円、更別村が 1 件につき 200 円と定めておりますが、これを『1 通につき 250 円』と、するものであります。

42 番の「印鑑登録証再交付手数料」につきましては、幕別町で 1 件につき 300 円、更別村で 1 件につき 200 円と定めておりますが、これを『1 件につき 300 円』と、するものであります。

衛生関係であります。

43 番から 47 番までにつきましては、3 町村ともに同一の額で定めており、これを現行の額と同額とすることとして、

43 番の「犬の登録手数料」は『1 件につき 3,000 円』、

44 番の「狂犬病予防注射済票交付手数料」は『1 件につき 550 円』、

45 番の「犬の鑑札再交付かんさつ手数料」は『1 件につき 1,600 円』、

46 番の「狂犬病予防注射済票再交付手数料」は『1 件につき 340 円』、

47 番の「鳥獣飼養許可証ちようじゅうしやうの交付・更新・再交付手数料」は『1 件につき 3,400 円』と、するものであります。

48 番の「生存、死亡及び埋火葬まいかそうに関する証明手数料」につきましては、忠類村で 1 件につき 250 円と定められておりますが、証明の実績が無いというえ、今後も想定されないことから、これを『合併時に廃止する。』と、するものであります。

農業委員会関係であります。

49 番の「連絡測量図の複写手数料」につきましては、忠類村で 1 枚につき 250 円と定められていますが、1 番に統合することとして、『合併時に廃止する。』と、するものであります。

50 番の「土地又は建物に関する証明手数料で現地調査を要しないもの」につきましては、更別村で 1 件につき 200 円と定められておりますが、このあとにご説明させていただきます 51 番の「現地目証明手数料」に統合することとして、これを『合併時に廃止する。』と、するものであります。

51 番の「現地目証明手数料」につきましては、幕別町で 1 筆につき 600 円、更別村で 1 筆 1 件につき 500 円、2 筆以上 5 筆まで 1 筆増すごとに 300 円、6 筆以上 1 筆増すごとに 100 円、忠類村で 1 筆につき 250 円と定められておりますが、これを『1 筆 1 件につき 500 円、2 筆以上 1 筆増すごとに 300 円』と、するものであります。

52 番の「土地の斡旋あっせんに関する証明手数料」につきましては、忠類村で 1 件につき 250 円と定められておりますが、のちほどご説明させていただきます 85 番の「その他証明手数料」に統合することとして、『合併時に廃止する。』と、するものであります。

53 番の「納税猶予ゆうよに関する農業者適格者証明手数料」につきましては、幕別町及び更別村におきまして無料となっておりますことから、これを無料とすることとして、『合併時に廃止する。』と、するものであります。

54 番の「農業経営基盤強化促進事業しよくたくとうきに関する嘱託登記手数料」につきましては、幕別町で登記の目的にかかわらず 1 件につき 5,000 円、更別村で土地の表示の変更の登記及び登記名義人の表示の変更、更正の登記がともに 1 筆 1 件につき 2,500 円で、1 筆増すごとに 200 円、相続によるものを除く所有権移転の登記が 1 筆 1 件につき 5,500 円で、1 筆増すごとに 300 円と定められており、忠類村では無料となっておりますが、これを『1 件につき 5,000 円』と、するものであります。

8 ページをご覧ください。

林業関係であります。

55 番の「森林施業計画せぎょうに基づいた立木の伐採又は譲渡ばっさいであることの証明手数料」につきましては、更別村で 1 件につき 200 円と定められておりますが、のちほどご説明させていただきます 85 番の「その他証明手数料」に統合することとして、『合併時に廃止する。』と、するものであります。

建築関係であります。

56 番の「優良宅地造成認定申請手数料」につきましては、幕別町と忠類村で 1 件

につき8万6,000円と定められており、これを同額の『1件につき8万6,000円』と、するものです。

57番の「優良住宅新築認定申請手数料で1団の宅地面積が、1,000平方メートル以上のもの」及び、58番の「1,000平方メートル未満のもの」につきましては、3町村ともに同一の額で定めておりますので、これを『現行の額と同額』と、することとして、57番の「1団の宅地面積が、1,000平方メートル以上のもの」につきましては、

アの申請面積100㎡未満は『1件につき6,200円』、

イの500㎡未満は『1件につき8,600円』、

ウの2,000㎡未満は『1件につき1万3,000円』、

エの10,000㎡未満は『1件につき3万5,000円』、

オの50,000㎡未満は『1件につき4万3,000円』、

カの50,000㎡以上は『1件につき5万7,000円』と、するものであります。

また、58番のアの「100㎡未満からエの10,000㎡未満まで」につきましては、57番のアからエまでの手数料と『同額』と、するものであり、オの10,000㎡以上は『1件につき4万3,000円』と、するものであります。

59番の「一般公共用自転車駐車場認定審査手数料」につきましては、幕別町で1件につき5,500円と定められておりますが、大都市を想定した制度であり、申請の実績もないことから、『廃止の方向で調整する』と、するものであります。

60番から次ページの70番までの申請手数料は、建築基準法にもとづく建築物の確認等にかかるもので、本来は北海道の事務であります。幕別町は権限委譲により、各種認定、審査等を行う限定特定行政庁となっておりますことから、手数料が定められております。

北海道の手数料が今年改定されたことに伴い、幕別町においても合併時までに手数料の見直しを予定しておりますことから、『合併時に再編する。』と、するものであります。

10ページをご覧ください。

都市計画関係であります。

71番から13ページの82番までの申請手数料は、都市計画法にもとづく開発行為許可申請等にかかわるものであります。建築物の確認等と同様、北海道から権限委譲された事務でありますことから、手数料が定められているものであります。

手数料の額につきましては、帯広市、幕別町、芽室町、音更町等の<sup>けんいきない</sup>圏域内で、見直しの検討が予定されておりますことから、『合併時に再編する。』と、するものであります。

14ページをご覧ください。

その他であります。

83 番の「被害に関する証明手数料」につきましては、忠類村で 1 件につき 250 円と定められておりますが、のちほどご説明させていただきます、85 番の「その他証明手数料」に統合することとして、『合併時に廃止する。』と、するものであります。

84 番の「公文書等の写しの交付手数料」につきましては、幕別町で A 3 まで 1 枚につき 10 円、カラー複写機によるもの 50 円、更別村で 1 枚につき 200 円と定められておりますが、情報公開にもとづく手数料との均衡を考慮し、これを『A 3 まで 1 枚につき 10 円、カラー複写機によるもの 50 円』と、するものであります。

85 番の「その他の証明手数料」につきましては、幕別町と忠類村で 1 件につき 250 円、更別村で 1 件につき 200 円と定められておりますが、これを『1 件につき 250 円』と、するものであります。

86 番の「その他の閲覧手数料」につきましては、更別村で 1 件につき 100 円と定められておりますが、40 番の「公簿、書類及び地籍図の閲覧手数料」同様、情報公開にもとづく閲覧が無料であることとの均衡を考慮し、1 番の「地籍図等の閲覧手数料」を除き、『合併時に廃止する』と、するものであります。

15 ページには、使用料・手数料の取扱いに関する法令と致しまして、地方自治法の<sup>ばっすい</sup>抜粋を載せてあります。第 225 条には使用料を徴収することができる旨の規定、第 227 条には手数料を徴収することができる旨が規定されているところであります。

16 ページ、17 ページには先進事例を載せてありますので、のちほどご参照頂きたいと存じます。

議案書の 10 ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

『1 使用料については、次のとおり取り扱うものとする。ただし、新町における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金並びに減免規定のあり方について、新町において引き続き検討する。

- (1) 施設使用料については、施設内容及び建設年度が異なることなどから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、統一するよう調整する。
- (2) 公営住宅使用料及び特定公共賃貸住宅使用料については、家賃の算定方法について、合併時までに再編する。
- (3) 占用料、行政財産使用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。
- (4) 土木用機械使用料については、合併時に廃止する。
- (5) 町営バス使用料については、合併時までに調整する。
- (6) 幼稚園使用料については、現行のとおりとする。

2 手数料については、合併時に統一する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明につきましては、以上のとおりであります。

協議第 27 号の提案内容について、ご質疑があれば、お受け致したいと思います。  
よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、ご質問がないようでありますので、協議につきましては、次回に行います。

#### [第 9 回協議会の開催期日について]

議長（岡田和夫） 日程第 11、「第 9 回協議会の開催期日」につきましては、8 月 27 日、金曜日、午後 2 時から、更別村社会福祉センターにて開催を致します。

会議の開催案内につきましては、後日、文書をもってお知らせを致しますので、よろしくお願いを申し上げます。

提案致しました事件は以上であります。委員の皆様方から何かございましたらお受け致したいと思います。よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

#### [小委員会開催予定]

議長（岡田和夫） それでは事務局から、今後の小委員会の開催予定日について、連絡を申し上げます。

事務局長。

局長（金子隆司） ご連絡を申し上げます。

小委員会の開催につきましては、「第 4 回地域自治組織等小委員会」が本日、協議会終了後、この会場にて開催されます。

小委員会委員の皆様には、会場準備の都合がありますので、この会場を出て左側の和室にて、お待ちください。

なお、会議は、4 時の開会を予定しております。

次に、「新町の名称公募」についてですが、ご案内のとおり、8 月 1 日付けの協議会だよりに応募はがき付きチラシを折り込み、3 町村の全世帯に配布を終了したところであります。

あわせて、ポスター及びチラシを幕別町 20 カ所、更別村 6 カ所、忠類村 5 カ所の公共施設などに備え付ける予定と致しているところであります。

また、ホームページへの応募につきましては、専用の公募フォームを 8 月下旬に開設する予定であります。

なお、多くの中学生の皆さんにも応募して頂けるよう、3 町村中学校にお願いをし、中学生の皆さんにチラシを配布して頂く予定と致しているところでございます。

次に、8月20日から開催されます『住民説明会』についてであります。新町将来構想ダイジェスト版」につきましては、既に配布を終えており、協定項目の調整方針結果及び財政シミュレーションの内容を掲載した「住民説明会資料」につきましては、8月16日に配布を予定致しているところでございます。

以上でございます。

[閉会]

議長（岡田和夫） これで、本日の日程は、すべて終了を致しました。

大変、長時間にわたりまして、ご協議を頂き、誠にありがとうございます。

以上をもちまして、第8回十勝中央合併協議会を閉会致します。

どうもありがとうございました。

15：40 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成16年8月25日

議長（会長） 岡田 和夫

署名委員 本多 芳宏

署名委員 林中 建夫